

大阪市児童福祉審議会

保育事業認可前審査第4部会運営規程

1. 総則

この規程は、児童福祉審議会条例及び同条例施行規則、並びに運営要綱に基づき、児童福祉審議会に設置した保育事業認可前審査第4部会（以下、「部会」という）の運営に関し必要な事項を定める。

2. 委員氏名の非公表

部会において個別の保育施設等設置運営事業者の審査に関する事項を所掌することから、委員氏名を公開することにより、公平公正な意見聴取を阻害する恐れがあることから、委員の氏名については非公表とする。

3. 部会の開催

- (1) 部会は、保育施設等設置運営事業者の応募状況等を踏まえ隨時開催とする。
- (2) 部会において個別の保育施設等設置運営事業者について検討することから、法人等の権利、競争上の地位等を考慮し、部会は非公開とする。

（非公開とする理由）

部会の所掌事項から、個別の保育施設等設置運営事業者について部会で検討することになるため、部会を公開とした場合、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

4. 除斥

部会について、直接利害関係を有する委員は審査に加わることはできない。

5. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6. 庶務

部会の庶務は、大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課が処理する。

附則

この規程は、平成31年2月19日から施行する。

附則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。